生　徒　心　得

服装と礼儀

1　服装は所定の服装規定（別項）に基づいて、端正、清潔、質素に整え本校生徒としての品位を失わぬよう心がける。

2　病気、その他の理由で規程の服装が着用できないときは、異装届を提出し、許可を得なければならない。

3　来校者や職員に会ったときは、挨拶又は会釈をし、礼を失うことがないようにする。

4　生徒はお互いに挨拶を交わして、親睦につとめるとともに、威圧的な行為・言葉を発してはならない。

5　男女の交際は、清純な態度で節度を守り、互いに尊重しあい、人格の向上につとめる。

学　　業

1　生徒の本分は、学習であることを自覚し、積極的に学習し、資質の向上に努める。

2　やむを得ない事情のため授業を受けられない時は、許可を受けなければならない。

3　遅刻して教室に入る場合は、職員室に届け、入室許可を得た上で授業を受ける。

4　授業開始後５分間を経過しても、担当者が来室しないときは、すぐに職員室に連絡して指示を受ける。

5　考査については次の事項を守り、不正行為は絶対に行ってはならない。

⑴　教室の机を整理し、座席は名列表順とする。

⑵　考査に不要なものは廊下に置き、通行の邪魔にならないこと。

⑶　考査中は、物の貸し借りはしない。

⑷　下敷き、筆箱等も教室に持ち込まないこと。

⑸　正しい姿勢で書き、私語を交わしてはならない。

保 健 衛 生

1　いつも衛生に心がけ、適度な運動と、規律正しい生活を行って健康を増進することに努める。

2　学校内で心身の不調を感じたときは、申し出て手当てを受ける。

3　飲酒、喫煙、薬物乱用（シンナー・ボンド遊びを含む）などは法律では禁止されており、絶対に行ってはならない。

4　外履きと内履きは必ず区別して使用し、校舎外では定められた場所以外内履きや素足で歩かない。

校 内 心 得

1　始業５分前に登校し、みだりに遅刻、早退、欠課等をしてはならない。

2　履物やコート、雨具類はそれぞれ所定の場所に正しく置く。

3　校内では静粛を保つよう心がける。廊下等でさわがないこと。

4　登校後から放課までの間に校外へ出ようとするときは、必ず許可を受ける。

5　校内放送や掲示その他の伝達事項に注意し、掲示物には無断で手を触れてはならない。

6　施設・設備は大切に取扱い、損傷したときは直ちに届け出る。不注意によって物を損傷した場合は、弁償を原則とする。

7　所持品には氏名を明記し、金銭や物品の貸し借りはしない。

8　貴重品や多額の金銭、遊具など学習上不要なものは学校へ持参しない。貴重品はロッカーに入れて施錠するか担任に預けるなど、管理には十分気をつける。盗難等にあった場合は直ちに届ける。

9　各種の提出物や納入金は指定の期日までに必ず納める。やむを得ず遅れるときは、その理由を届け出る。

10　昼食は定められた時間に、各自の教室で食べることを原則とする。

11　職員室に職員が不在のときは、勝手に出入りしてはならない。また、必要のない場所へはみだりに立ち入らない。特に立ち入り禁止区域には絶対に入らない。

12　清掃当番は協力してそれぞれの担当区域を丁寧に清掃し、環境の美化に努め、清掃終了後監督職員に報告する。

13　物品を拾得又は遺失した場合は、直ちに届け出る。

14　課外活動の時間は午後７時までとする。

15　携帯電話・スマートフォンの使用について

⑴　携帯電話・スマートフォンを学校に持ち込む場合は、電源を切ってロッカーの中に入れ、持ち歩かないこと。登校時から放課後までの使用は一切禁止する。

⑵　放課後に携帯電話・スマートフォンを使用する場合は、校舎外で行う。（校舎内での使用は一切禁止する）また、フィルタリングサービスの設定をしていない携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止する。

⑶　休日に登校した場合も、校舎内での使用は禁止する。

⑷　⑴⑵⑶に違反した時は、携帯電話（IC チップを含む）を預かり、保護者に返すこととする。

⑸　携帯電話・スマートフォンの使用については、マナーをしっかり守り、他に迷惑のかからないようにすること。また、事件に巻き込まれないように十分注意すること。

特に、道路での歩きながらの使用や自転車乗車中の使用は厳禁。

バス停・バス乗車中・店舗内は、周囲の状況をよく見て、使用を控えるようにすること。

16　その他、校内の風紀や秩序を乱すような行為は慎むこと。

校 外 心 得

1　常に本校生徒にふさわしい品位のある行動をとり、本校の名誉を汚さないように心がける。

2　通学の際は制服を着用する。

3　夜間の外出や個人的な外泊はしてはならない。外出時限は次のとおりとする。

4 月～10 月　　午後 10 時まで

11 月～３月　　午後９時まで

4　不健全な飲食店及び遊技場（パチンコ店等）など、生徒として好ましくない場所へ出入りしないこと。

5　祭礼行事に参加する場合は、前もって許可を得ること。

6　アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない理由のある場合にのみ、適当な期間に限って許可することがある。許可条件の詳細については別に定める。

7　生徒による政治的活動は尊重されるべきものであるが公職選挙法等法令を順守し、学業等に支障を生じさせないようにすること。

一 般 心 得

1　部員の対外出場は、高文連・高体連又は高野連の関係する行事に限る。その他、特殊な事情があるものについては、許可を得ること。

2　学校の内外を問わず集会を催すときは、集会届を提出し、許可を得ること。

3　忌引き、一週間以上にわたる欠席、休学、住所及び保証人などの変更、その他一身上の異動があった場合は、所定の様式によって届けること。

4　旅行、登山、キャンプ等の行事を行う時は、事前に許可を得ること。

5　校外で事故があったときは、すみやかに学校へ連絡すること。

6　下宿をする場合は、あらかじめ下宿許可願を提出し、学校長の許可を得ること。

アルバイトについて

1　アルバイトは、学習に支障をきたさないことを前提に、次の条件で許可するものとする。

⑴　夏季・冬季・春季の長期休業期間中であること。

⑵　夏季休業期間中においてはのべ 20 日以内、冬季休業期間中及び春季休業期間中においては、のべ 7 日以内であること。

⑶　勤務時間が 8：00～18：00 の範囲であること。

⑷　家庭から通勤できる職場であること。

⑸　職種と職場が健全で安全であること。

⑹　成績が著しく不良ではないこと。

2　家庭の特別な事情により、上記⑴⑵及び⑶の期間と時間以外のアルバイトを許可する場合がある。

3　アルバイトを希望する場合は、すべて所定の様式に従って、保護者連署の上、アルバイト許可願を提出し、学校長の許可を得ること。

普通車の運転免許取得及び自動車学校入校について

1　普通車の運転免許取得及び自動車学校通校については、次の条件で許可するものとする。

⑴　就職・短大・専門学校を予定している者で、進路先が内定した場合に限り、１０月下旬以降。

⑵　４年制大学（就職進学含む）進学を予定している者は、２月 10 日以降で、かつ進学先が決定以降。

⑶　卒業に重大な支障をきたすおそれのない成績を収めている者。

⑷　合宿教習は許可しない。ただし、卒業式以降からの合宿教習を認める。

2　普通車の運転免許取得及び自動車学校入校を希望する場合は、所定の様式に従って、保護者連署の上、許可願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

3　自動車学校通校及び免許取得に際しては次の事項を守らなければならない。

⑴　考査期間中の通学はいかなる事情があっても禁止する。

⑵　自動車学校での修了検定及び卒業検定の場合を除いて、欠席・遅刻・早退をしてはならない。
なお、検定に際しては事前に卒検・修検欠席許可願を担任に報告し、欠席の許可を得ること。
⑶　自動車学校を卒業した場合でも、免許受験は２月 10 日以降の卒業準備休暇中とすること。
⑷　自動車学校へは制服で通校し、生徒心得等の禁止事項を絶対に行ってはならない。
⑸　卒業以前に免許を取得した場合でも、卒業するまで絶対に運転してはならない。
⑹　２月 10 日以降、３月 31 日までに免許を取得した場合も、その旨担任に連絡すること。

4　免許取得及び自動車学校入校については上記１を原則とするが、特別な事情のある者については特別の許可を考慮することもあり得る。

バイクの運転免許取得及びバイク通学許可について

1　バイクの所有、運転及び免許取得は原則として禁止する。
ただし、次の条件をすべて満たす場合は、保護者の連署による願出のある者については、排気量 50cc 以下のものに限り許可をすることがある。
⑴　自宅より公共交通機関の最寄りの駅まで片道４㎞以上であること。
⑵　自宅より最寄りの駅までの自転車使用が道路事情のため困難であること。
⑶　過去に目立った事故歴や違反歴がないこと。
⑷　保護者の指導監督が十分に期待されること。

2　バイクの所有、運転及び免許取得が許可された場合でも、次の事項を厳守しなければならない。
⑴　自宅と最寄り駅との間の通学以外の目的では絶対に運転しないこと。
⑵　必ずヘルメットを着用するなど安全運転を心がけること。
⑶　交通法規を遵守すること。
⑷　車体の安全点検を怠らないこと。

必　要　届　一　覧

1　外出許可証について

登校後から放課までの間に校外に出ようとするときは、必ずホームルーム担任に届け出て、外出許可を得ること。

2　早退許可証について

身体の都合の悪い時や、その他の理由で早退する場合は、ホームルーム担任や用語の先生に届け出て、早退許可を得ること。

3　入室許可証について

遅刻して教室に入る場合は、職員室に届け出て入室許可を得た上で授業を受けること。

4　異装許可願について

病気、その他の理由で規定の服装ができないときはホームルーム担任を通じて、異装許可願を提出し学校長の許可を得ること。

5　下宿許可願いについて

下宿しようとする者は、前もってホームルーム担任を通じて下宿許可願いを提出し、学校長の許可を得ること。

6　祭礼行事参加願について

祭礼行事に参加する場合は、前もってホームルーム担任を通じて学校長の許可を得ること。

7　旅行許可願について

旅行・登山・キャンプ・その他の行事に参加するときは、前もってホームルーム担任を通じて所定の許可願を提出し、学校長の許可を得ること。

8　アルバイト許可願について

アルバイトは原則として禁止するが、やむを得ない理由のある場合にのみ、適当な期限に限って許可をすることがある。

9　自動車学校通校許可願について

普通車の免許取得のための通学、受験は原則として卒業準備休暇に入ってからとする。

ただし、特に必要性が認められる生徒については、10 月下旬から通学を認める。

検定日以外は欠席・欠課をしてはならない。

免許を取得しても在学中は運転してはならない。

10　自転車通学許可願について

通学時に自転車を利用する者（学校又は最寄りの駅まで）は、前もってホームルーム担任を通じて自転車通学許可願を提出し、使用する自転車には学校指定のステッカーを貼ること。

自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。

11　部活動加入届および部活動退部届について

部活動に加入又は退部する場合は、部活動加入届（部活動退部届）を提出する。

制服等について

⑴　制服等指定するもの

冬　服	男　子	上衣	濃紺ブレザー（２つ釦、エンブレム付）
		スラックス	濃紺チェック柄スラックス
		シャツ	チェック柄ボタンダウン長袖シャツ
		ネクタイ	ストライプ柄ワンタッチネクタイ
	女　子	上衣	濃紺ブレザー（２つ釦、エンブレム付）
		スカート	濃紺チェック柄スカート
		ブラウス	チェック柄ボタンダウン長袖ブラウス
		リボン	ストライプ柄リボン
合　服	男　子	スラックス	濃紺チェック柄スラックス
		シャツ	チェック柄ボタンダウン長袖シャツ
		ネクタイ	ストライプ柄ワンタッチネクタイ
		ベスト	紺色ベスト（刺繍Ｎ付）
	女　子	スカート	濃紺チェック柄スカート
		ブラウス	チェック柄ボタンダウン長袖ブラウス
		リボン	ストライプ柄ワンタッチリボン
		ベスト	紺色ベスト（刺繍Ｎ付）
夏　服	男　子	スラックス	濃紺チェック柄夏生地スラックス
		シャツ	チェック柄ボタンダウン半袖シャツ
		ネクタイ	ストライプ柄ワンタッチネクタイ
			（特に暑い日は未着用も可とする。）
	女　子	スカート	濃紺チェック柄夏生地スカート
		ブラウス	チェック柄ボタンダウン半袖ブラウス
		リボン	ストライプ柄ワンタッチリボン
			（特に暑い日は未着用も可とする。）

＊寒冷期に関しては、紺色カーディガン（刺繍付）もしくはベスト（共に学校指定品）の着用のみ認める。

●冬服着用の期間中は、登・下校時には必ずブレザーを着用すること。

能登高校制服図

Aタイプ

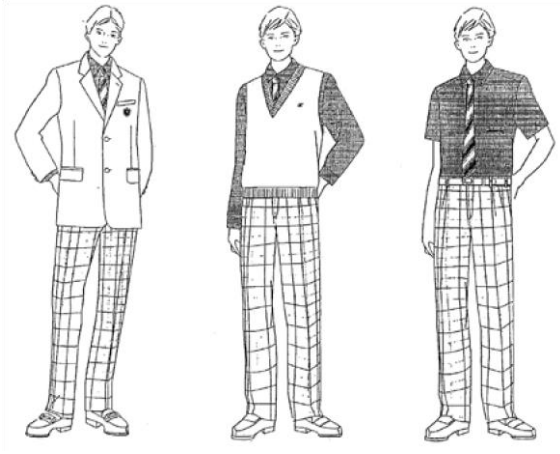

[制服]　[合服]　[夏服]

Bタイプ

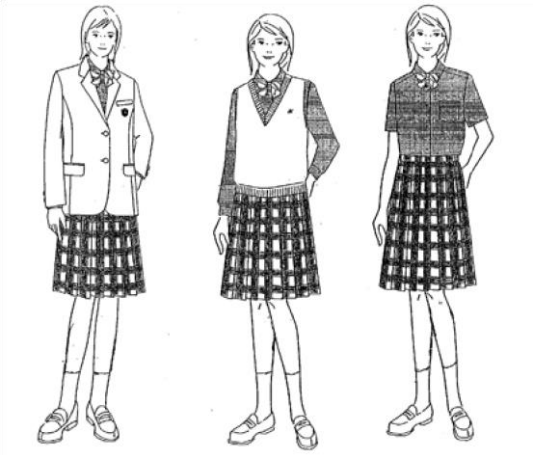

[制服]　[合服]　[夏服]

体　操　服　　学校で指定するもの。
体育シューズ　　体育館用、グラウンド用とも指定のもの。
校 舎 内 履　　スリッパ（学園モード）（学年色別）

※　学校行事（入学式、卒業式、始業式、終業式）のときは必ずネクタイを着用する。

⑵　指定外のもの（各自で調達）

カ　バ　ン　・特に指定はしないが、華美なものは避ける。
通　学　靴　・黒系統の短靴。白色のズック。雨雪時にはブーツ（ただし、女子のいわゆるロングブーツなど華美なものは不可)。また、底が特に厚いものやハイヒールは禁止。
ベ　ル　ト　・黒、紺、茶系の色に限る。
靴　　下　・男子　黒又は白を基調としたソックス。
　　・女子　紺又は白を基調としたソックス。
傘　　・華美なものは避ける。
コ　ー　ト　・黒、紺、グレー系の色で無地のものを着用（高校生らしいもの)。